

(案)

印紙

委託契約書

委託業務名 令和6年度福島県後期高齢者歯科口腔健康診査案内状等作成
及び封入封緘関連業務

委託料の額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

委託期間 契約締結の日から令和6年6月28日まで

委託場所 受託者の作業場

契約保証金

上記委託業務について、委託者「福島県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 木幡 浩」を委託者とし、受託者「 」を受託者とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 受託者は、別添委託仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもので必要軽微なものについては、受託者は委託者の指示に従うものとする。なお、重大なものがあるときは、双方協議して定める。

3 受託者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を委託者に届け出なければならない。

(契約の保証)

第2条 受託者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県後期高齢者医療広域連合財務規則第99条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第3条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

(委託事業実施状況の報告等)

第5条 委託者は、受託者の業務の実施状況について随時に調査若しくは必要な報告を求め、又は業務の実施に関して必要な指示を受託者に与えることができる。

(契約内容の変更)

第6条 委託者は、必要があるときは本契約の内容を変更し、又は当該契約を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合における契約履行期間又は委託金額の変更については、双方協議の上決定する。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、受託者は委託者に対し損害の賠償を請求することができる。なお、この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定めることができる。

(受託者請求による履行期限の延長)

第7条 委託者は、天変地異、不可抗力その他受託者の責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了させることができないことが明らかになったときは、受託者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長期限は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

- 2 前項の場合において、委託者は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息を徴収することなく、これを承認するものとする。

(着手届)

第8条 受託者は、業務に着手したときは、速やかに着手届（別紙様式1）を委託者に提出しなければならない。

(完了報告、成果品の検査及び引き渡し)

第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了届（別紙様式2）を、（その後遅滞なく当該業務の実施状況を記載した報告書に成果品を添えて、）委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しないときは、仕様書等に従い直ちに補修して委託者の検査を受けなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。

(支払)

第10条 受託者は、前条の規定により検査に合格したときは、委託者に対して委託料を請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の規定より支払いの請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(監督員)

第11条 委託者は、業務の実施について必要な連絡指導に当たる監督員の職氏名を受託者に書面で通知しなければならない。ただし、委託者が契約の履行について監督をする必要がないと認めたときは、この限りではない。

(臨機の処置)

第12条 委託者は、業務の実施に当たり緊急の措置を要すると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

- 2 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、必要があると認めるとき（緊急やむを得ない事情があるときを除く。）は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。
- 3 受託者は、前2項の規定により必要な処置をとったときは、その結果について遅滞なく委託者に報告しなければならない。

(損害の負担)

第13条 受託者は、この契約の履行に関し、その責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負う。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(遅延利息)

- 第14条 受託者の責めに帰する事由により、契約履行期間内に業務が完了しない場合は、委託者は、受託者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。
- 2 前項の遅延利息の額は、履行期限の日の翌日から完了の日までの日数に応じ、頭書の契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)(以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく割合を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。以下この条において同じ。)とする。
- 3 委託者の責めに帰する事由により、第9条に規定する支払いが遅れた場合は、受託者は、委託者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。
- 4 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

(契約の解除)

- 第15条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。
- 一 履行期限内に事業を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明かに認められるとき。
- 二 事業に関する個人情報について、受託者による取扱いが著しく不適切であると委託者が認めたとき。
- 三 契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 受託者が、解約を申し出たとき。
- 五 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 六 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。 _

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を委託者に納付しなければならない。又、契約解除により委託者に損害を及ぼしたときは、委託者が算定する損害額を受託者は委託者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受託者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限り

でない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、受託者の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、委託者が前条の規定により契約を解除したときは、受託者は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から委託者が契約解除の通知を発した日（受託者から解除の申出があったときは、委託者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく割合を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。以下この条において同じ。）を加えた金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

- 第17条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受託者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他委託者が特に認める場合はこの限りでない。
- 一 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、委託者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、委託者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第18条 受託者は、委託事業上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護に関すること）

- 第19条 受託者は、この契約により業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（成果物の帰属）

- 第20条 委託業務の履行に伴い発生する帳票等の所有権・著作権は、全て広域連合に帰属する。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、双方協議の上決定する。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、委託者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 所在地 福島県福島市中町8番2号
氏名 福島県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 木幡 浩

受託者 所在地
氏名

別紙様式1

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

所在地

受託者

氏 名

㊞

着 手 届

年 月 日付けで契約した下記業務につきまして、業務に着手しましたので報告します。

記

1 業 務 名 令和6年度福島県後期高齢者歯科口腔健康診査
案内状等作成及び封入封緘関連業務

2 委託の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 業務内容

別紙様式2

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

所在地

受託者

氏 名

印

業 務 完 了 届

年 月 日付けで契約した下記業務につきまして、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 業 務 名 令和6年度福島県後期高齢者歯科口腔健康診査
案内状等作成及び封入封緘関連業務

2 委託の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 業務内容